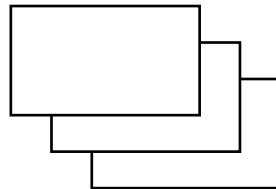


Asakura minimum text

民法 -Civil law-

第四編 債權總論・各論



6 売主の担保責任

(1) 意義

有償契約において目的物に瑕疵があった場合に売主が負う責任のことをいい、買主の態様によって様々な種類に分類される。

(2) 担保責任の種類

	買主の態様	減額請求	解除	損害賠償請求 (※3)	除斥期間
全部他人物売買 (561) (※1)	善意	—	○	○	なし
	悪意	—	○	×	なし
一部他人物売買 (563)	善意	○	○ (目的不達成のとき)	○	知った時から1年
	悪意	○	×	×	契約時から1年
数量不足 一部減失 (565) (※2)	善意	○	○ (目的不達成のとき)	○	知った時から1年
	悪意	×	×	×	×
用益権による 制限 (566)	善意	×	○ (目的不達成のとき)	○	知った時から1年
	悪意	×	×	×	×
担保権による 制限 (567)	善意	×	○ (所有権喪失時)	○ (所有権喪失時)	なし
	悪意	×	○ (所有権喪失時)	○ (所有権喪失時)	なし
強制競売 (※4) (568)	—	○	○	○	561条から567条を準用する。
瑕疵担保責任 (570)	善意 無過失	×	○	○	知った時から1年 (※5)
	悪意	×	×	×	×

(※1) 善意の売主保護規定 (562 I)

- ① 契約時に売主が自己に権利が無いことを知らず、買主が善意の場合
⇒ 損害を賠償して契約を解除することができる。
- ② 契約時に売主が自己に権利が無いことを知らず、買主が悪意の場合
⇒ 売却した権利を移転することができない旨を通知して、契約の解除をすることができる (562 II)。

- (※2) 数量指示売買において数量が超過する場合に、売主は 565 条の類推適用を根拠として代金の増額を請求することはできない（最判平 13.11.27）。

20-20
- (※3) 買主が悪意の場合、担保責任によって損害賠償請求ができなくても、債務不履行による損害賠償請求は可能である。

23-17
- (※4) 強制競売の買受人も、担保責任の規定により債務者に対し、責任追及が可能であるが、**瑕疵担保責任**（570）の追及はできない（568）。

13-16
- (※5) 瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権には 167 条 1 項（債権の消滅時効）の適用がある（最判平 13.11.27）。

23-17

(3) 債権売買における担保責任

<p>① 債権売買における債権の瑕疵については担保責任の規定が適用される（561～568 条）。</p>
<p>② 債務者の資力に関する担保責任</p> <p style="margin-left: 20px;">原則：責任を負わない</p> <p style="margin-left: 20px;">例外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権の売主が特約で債務者の資力を担保したとき ⇒ 契約時の資力を担保したものと推定する（569 I）。 ・ 弁済期に至らない債権の売主が特約で債務者の将来の資力を担保したとき ⇒ 弁済期における資力を担保したものと推定する（569 II）。

(4) 担保責任の免責特約（572）

19-20

原則	担保責任を負わない旨の特約は有効である。
例外	<p>以下の場合は担保責任を免れることはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 売主が権利又は物の瑕疵を知りながら買主に告げなかった場合 ② 売主が第三者のために権利を設定し、又は譲渡した場合